

教職員定数の改善及び義務教育費国庫負担制度拡充を求める意見書

今年1月25日に、中央教育審議会は「学校の働き方改革」について文部科学大臣に答申を行いました。

この中では、教員の勤務時間の把握を初め、学校業務のうち14項目について教員の業務軽減を求めています。

「学校の働き方改革」は教職員の心身の健康を守るとともに、子どもたちへの豊かな学びを保障することにつながります。

そのためには「教員の業務軽減」とともに「教職員の定数改善」が必要です。

義務教育費国庫負担制度については、小泉政権下の「三位一体改革」の中で、国庫負担率が2分の1から3分の1に引き下げられたことから、地方自治体の財政を圧迫し、自治体間での格差も生じています。

子どもたちが全国どこに住んでいても、一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請です。

よって、政府および国会におかれましては、地方教育行政の実情を十分に認識され、令和2年度政府予算編成において、次の事項を実現されるよう強く要望いたします。

- 1 計画的な教職員定数改善を推進すること。
- 2 教育の機会均等と水準の維持向上をはかるため、義務教育費国庫負担制度の負担割合を2分の1に復元すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和元年12月17日

尾道市議会

関係行政庁及び国会あて